

美術教育研究会 会則

第一章 総則

第一条 本会は美術教育研究会と称する。

第二条 本会は所在地を東京都台東区上野公園 12-8 東京藝術大学美術学部美術教育研究室内に置く。

第三条 本会は広く美術教育に関する研究を行い、その発展を図ることを目的とする。

第四条 本会は次の事業を行う。

- (1) 機関誌「美術教育研究」その他の刊行。
- (2) 大会、例会、公開講演会等の開催。
- (3) 国内外の関連学会との交流、その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第五条 本会は年一回定期総会を開き、本会の重要事項を審議決定する。

- (1) 総会は会員をもって構成し、会長がこれを召集する。ただし委任状による参加を認め、会員の四分の一の出席をもって成立するものとする。
- (2) 総会は会員の四分の一以上または委員会の要求によって臨時に開催することができる。

第二章 会員

第六条 本会は美術教育に関する専門的研究に従事する個人をもって組織し、その入会には会員 1 名以上の推薦を受け、委員会の承認を得るものとする。

第七条 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は以下の通りとする。継続して 3 年間会費未納の場合は退会したものとみなす。

一般会員（年額）：6,000 円 学生会員（年額）：3,000 円

第八条 会員は総会に出席して審議に参加し、論文・口頭・展示による研究発表の機会を得、機関誌等の配布を受ける。

第九条 会員が退会する場合は、文書をもって委員会に届け出なければならない。なお、本会に多大な貢献があった場合は、功労会員をおくことができる。功労会員の会費は徴収しない。

第三章 役員

第十条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名 (2) 副会長 2 名 (3) 事務局長 1 名 (4) 委員 若干名 (5) 幹事 若干名 (6) 監査 2 名

第十一条 会長は本会を代表し、副会長、事務局長、委員と共に委員会を構成して、本会の事業を運営する。幹事は本会の事業運営の実務にあたり、監査は会計監査を行う。

第十二条 会長は、委員会が推薦し総会において承認を得る。会長の任期は 2 年とする。但し再選は妨げない。

第十三条 副会長、事務局長、委員は会長が推薦し、総会において承認を得る。

第十四条 幹事及び監査は委員会がこれを会員に委嘱する。

第四章 会計

第十五条 本会の会計は会費その他の諸収入による。

第十六条 会費はその金額を総会において定める。

第十七条 会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、決算報告及び予算審議は定期総会において行う。

第五章 会則の変更

第十八条 本会則は総会の議決によってこれを変更することができる。

付 則

1 この会則は 1994 年 7 月 14 日より施行し、この日をもって本会の設立日とする。

2 1996 年 11 月 2 日 会則の一部改正

3 1998 年 10 月 31 日 会則の一部改正

4 1999 年 11 月 21 日 会則の一部改正

5 2005 年 11 月 6 日 会則の一部改正

6 2007 年 11 月 4 日 会則の一部改正

7 2008 年 11 月 16 日 会則の一部改正

8 2009 年 11 月 8 日 会則の一部改正

9 2011 年 11 月 6 日 会則の一部改正

10 2017 年 11 月 12 日 会則の一部改正

委員会運営規定

第一条 委員会は会長、副会長、事務局長、委員をもって構成される。

第二条 委員会は会長候補を審議選出し総会に推薦する。

第三条 副会長、事務局長、委員及び幹事の任期は2年とする。但し再選は妨げない。

第四条 監査の任期は2年とする。

第五条 会長は委員会を召集し、その議事を司る。会長は、委員会を随時開くことができ総会に審議されることを事前に審議する。

第六条

(1) 会長、副会長、事務局長、委員、幹事はおのこの事務局、会計、機関誌編集、研究発表会及び本会の事業の円滑な運営に努める。

(2) 委員会は本会の事業運営のため、必要に応じて専門の委員をおくことができる。

(3) 委員会は機関誌編集委員会等、必要に応じて専門委員会を設置することができる。

第七条 委員会は次の各項により副会長、事務局長、委員、幹事の異動を認める。

(1) 副会長、事務局長、委員、幹事が病気等やむを得ない事由により文書をもって辞意を申し出たときは、委員会はこれを認めることができる。

(2) 副会長に欠員が生じたとき、会長は委員に副会長を委嘱し、委員会の承認をもって補充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

(3) 事務局長に欠員が生じたとき、会長は委員に事務局長を委嘱し、委員会の承認をもって補充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

(4) 委員に欠員が生じたとき、会長は会員に委員を委嘱し、委員会の承認をもって補充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

(5) 幹事に欠員が生じたとき、委員会は会員に幹事を委嘱して補充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

第八条 本規定は総会の議決によってこれを変更することができる。

付 則

- 1 この委員会運営規定は1994年7月17日より施行
- 2 1997年11月25日 委員会運営規定の一部改正
- 3 1998年10月31日 委員会運営規定の一部改正
- 4 1999年11月21日 委員会運営規定の一部改正
- 5 2007年11月4日 委員会運営規定の一部改正
- 6 2011年11月6日 委員会運営規定の一部改正
- 6 2017年11月12日 委員会運営規定の一部改正